



全国安全週間 労働局長パトロール

7月1日から全国一斉に展開された全国安全週間で、島根労働局と松江労働基準監督署合同による安全週間パトロールを実施しました。

7月5日は奥出雲町の電気計測器製造工場をパトロールし、通路が適切に確保され、原材料・製品等の整理整頓も行き届き、災害防止に向けた安全衛生管理活動が継続的に推進されていることなどを確認しました。当局から、今後の取組におい



て、転倒災害の防止、熱中症の予防、腰痛予防等について留意いただくよう要請しました。



翌6日は松江市浜乃木でマンション新築工事をパトロールしました。墜落防止措置、熱中症対策、建設機械作業のリスク低減措置、

安全衛生協議会で決定した各種ルールの順守徹底、各級管理者による職場巡視活動などを確認しました。パトロール後、熱中症予防のため健康診断結果等を活用した労働衛生管理の推進を要請しました。

平成29年度「過労死等の労災補償状況」について

厚生労働省は、平成29年度に過重な仕事の原因で発症した脳・心臓疾患や、仕事による強いストレスなどが原因で発病した精神障害の状況について「業務上疾病」と認定し、労災保険給付を決定した支給決定件数などを公表しました。

- 脳・心臓疾患に関する事案の労災補償状況
 - 支給決定件数は253件で前年度比7件の減となり、うち死亡件数は15件減の92件でした。
 - 業種別の支給決定件数は「運輸業、郵便業」が最多で99件、「卸売業、小売業」が35件、「宿泊業、飲食サービス業」が28件でした。

- 精神障害に関する事案の労災補償状況

支給決定件数は506件で前年度比8件の増となり、うち未遂を含む自死件数は前年度比14件増の98件でした。

安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！

厚生労働省は、建設業等の高所作業において使用される「安全帯」について、以下のような改正を行うとともに、安全な使用のためのガイドラインを策定しました。

【今回の改正等のポイント】

1. 安全帯を「墜落制止用器具」に変更します

(労働安全衛生法施行令の改正)

「安全帯」の名称を「墜落制止用器具」に改めます。「墜落制止用器具」として認められる器具は以下のとおりです。

	安全帯	→	墜落制止用器具
①	胴ベルト型(一本つり)	→	胴ベルト型(一本つり)
②	胴ベルト型(U字つり)	→	×
③	ハーネス型(一本つり)	→	ハーネス型(一本つり)

②には墜落を制止する機能がないことから、改正後は①と③のみが「墜落制止用器具」として認められることとなります。

※「墜落制止用器具」には、従来の安全帯に含まれていたワークポジショニング用器具であるU字つり用胴ベルトは含まれません。なお、法令用語としては「墜落制止用器具」となりますが、建設現場等において従来からの呼称である「安全帯」「胴ベルト」「ハーネス型安全帯」といった用語を使用することは差し支えありません。

2. 墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となります

(労働安全衛生規則の改正、ガイドラインの策定)

墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となりますがフルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合(高さが6.75m以下)は「胴ベルト型(一本つり)」を使用できます。

3. 「安全衛生特別教育」が必要です

(労働安全衛生規則・安全衛生特別教育規程の改正)

以下の労働者は、特別教育(学科4.5時間、実技1.5時間)を受けなければなりません。

■ 墜落の危険がある作業のうち「特に危険性の高い業務」を行う労働者。

「特に危険性の高い業務」とは、高さが2m以上の箇所において、作業床を設けることが困難な場合で、フルハーネス型を使用して行う作業(ロープ高所作業を除く)などの業務をいいます。

★ 経過措置(猶予期間)

安全帯の規制に関する政省令・告示の改正は、順次公布・告示され、施行・適用される予定です。フルハーネス型を新たに購入される方は、購入の時期にご留意ください。現行の構造規格に基づく安全帯(胴ベルト型・フルハーネス型)を使用できるのは2022(平成34年)年1月1日までとなります。改正のスケジュール及び政省令・告示の詳細は厚生労働省ホームページをご参照ください。

◆松江署 H30 年労働災害発生状況(H30.6 月末現在)◆

業種	30年6月末	29年6月末	増減率
製造業	27 (1)	15	80.0%
建設業	11	9	22.2%
運輸交通・貨物取扱業	14	17	-17.6%
農林水畜産業	3	8 (2)	-62.5%
商業	22	17	29.4%
保健衛生業	20	19	5.3%
接客娯楽業	7	12	-41.7%
その他の事業	25	22	13.6%
合計 [件]	129 (1)	119 (2)	8.4%

※括弧内の赤字は死亡災害

松江署における平成 30 年の休業 4 日以上労働災害の発生件数は、6 月末時点の集計で前年を 10 件上回る 129 件と増加しております。特に、製造業で大幅に増加しています。

最も多い事故の型は転倒で 49 件、次いで墜落・転落 15 件、動作の反動・無理な動作 13 件、はさまれ・巻き込まれ、交通事故がそれぞれ 9 件などとなっています。

平成 29 年度 石綿による疾病に関する労災保険給付などの請求・決定状況について

厚生労働省から、平成 29 年度の「石綿による疾病に関する労災保険給付などの請求・決定状況」の速報値が公表されました。

石綿による疾病※1 で、療養や休業を必要とする労働者や死亡した労働者のご遺族は、疾病発症が仕事によるものと認められた場合、「労働者災害補償保険法」に基づく給付の対象となります。平成 29 年度分の労災保険給付の請求件数は 1,083 件（石綿肺を除く）、支給決定件数は 986 件（同）で、請求件数・支給決定件数ともに、昨年度とほぼ同水準でした。石綿肺（上記の件数に含まれない※2）の支給決定件数は 54 件で前年度比 22 件の減でした。

一方、石綿による疾病で死亡した労働者のご遺族で、時効（5 年）によって労災保険の遺族補償給付を受ける権利が消滅した人については、「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき、疾病発症が仕事によるものと認められた場合、「特別遺族給付金」が支給される仕組みとなっています。平成 29 年度の特別遺族給付金の請求件数は 45 件、支給決定件数は 15 件でした。

※1 肺がん、中皮腫、石綿肺、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚

※2 「石綿肺」は、じん肺の一種であり、じん肺として労災認定された事案のうち、石綿肺と判断したものを抽出し、別途集計している。

上肢障害の労災認定について

厚生労働省では、労働者に発症した上肢障害を労災として認定する際の基準として「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準」定めています。

【上肢障害とは】

腕や手を過度に使用すると、首から肩、腕、手、指にかけて炎症を起こしたり、関節や腱に異常をきたしたりすることがあります。上肢障害とはこれらの炎症や異常をきたした状態を指します。

【上肢障害の労災認定の要件】

腕や手を過度に使用する機会は、仕事だけでなく家事や育児、スポーツといった日常生活の中にもあります。また、上肢障害と同様の状態は、いわゆる「五十肩」のように加齢によっても生じます。そのため、労災と認定されるためには、次の 3 つの要件すべてを満たす必要があります。

- ①上肢等に負担のかかる作業を主とする業務に相当期間従事した後に発症したものであること。
- ②発症前に過重な業務に就労したこと。
- ③過重な業務への就労と発症までの経過が医学上妥当なものと認められること。

「上肢等に負担のかかる作業」とは

上肢等に負担のかかる作業には、さまざまなものがありますが、主に次のような作業が該当します。

- ①上肢の反復動作の多い作業
 - ②上肢を上げた状態で行う作業
 - ③頸部、肩の動きが少なく姿勢が拘束される作業
 - ④上肢等の特定の部位に負担のかかる状態で行う作業
- ※①～④は類型を示したものであり、これらに類似した作業も「上肢等に負担のかかる作業」に該当することがあります。

「相当期間従事した」とは

原則として 6 か月程度以上従事した場合をいいます。

「過重な業務に就労した」とは

発症直前 3 か月間に、上肢等に負担のかかる作業を次のような状況で行った場合をいいます。

- 業務量がほぼ一定している場合

同種の労働者よりも 10%以上業務量が多い日が 3 か月程度続いた
- 業務量にばらつきがあるような場合
 - ①1 日の業務量が通常より 20%以上多い日が、1 か月に 10 日程度あり、それが 3 か月程度続いた（1 か月間の業務量の総量が通常と同じでもよい）
 - ②1 日の労働時間の 3 分の 1 程度の時間に行う業務量が通常より 20%以上多い日が、1 か月に 10 日程度あり、それが 3 か月程度続いた（1 日の平均では通常と同じでもよい）

※なお、過重な業務に従事したか否かを判断するに当たっては長時間作業、過度の緊張等も考慮します。

◆◆◆ 編集後記 ◆◆◆

- ◆7 月豪雨で被害にあわれた方に心よりお見舞い申し上げます。
- ◆県内では豪雨だけでなく地震も発生しました。3S（整理・整頓・清掃）を徹底いただき非常時の避難がスムーズに行われるよう備えましょう。◆